

おります。

○議長（初村 久藏君） 8番、船越洋一君。

○議員（8番 船越 洋一君） 確かに、行政ですから慎重には慎重を期して、そこら辺はやっていかないといけないと思うんですが、やはりそういうのが確認をできれば、決してそういうふうには頑なに売りませんということじゃないと、私はそう思うんです。

例えば、先ほど言われましたように資本金、会社の経営状況、そこら辺をしっかりと踏まえた中で、大丈夫であればやっぱりそういう交渉にも応じましょうということによろしいですか。分かりました。

今後、この企業誘致制度がとにかくいい方向に行くように、いろんな考え方をやっていきながらいい方向に行くように、対馬の未来に向かってどうやっていくのかということをよく考えていただきたい。このように思います。

終わります。

○議長（初村 久藏君） これで新政会の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 昼食休憩とします。再開は1時15分からといたします。

午後0時11分休憩

午後1時15分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第2. 市政一般質問

○議長（初村 久藏君） 日程第2、市政一般質問を行います。

7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 皆さん、こんにちは。7番議員の入江有紀と申します。よろしくお願いいたします。

いつものことですが、市民の声を8月11日、12日と全島を回りまして……

○議長（初村 久藏君） 入江議員、市民の声は簡潔に言ってください。

○議員（7番 入江 有紀君） 途中でいつもそれを言うけ、もう何回も言われてもう。

○議長（初村 久藏君） 言わんごとになってますけんが、はい、どうぞ。

○議員（7番 入江 有紀君） 8月11日、12日と2日間で全島を回ってまいりました。

本当に残念に思いましたが、市長への不満、市職員への苦情がすごいものでした。市役所全体がどうしてこのようになったのか、議員として、私たちの力のなさを見せつけられました。

あるところに行きました。年金もない、御主人は1年前から働けなくなり、そのために体重が増え、御主人の介護で奥さんの腰は複雑骨折しているありさまで、生活費もなく、5,000円、1万円と兄弟から借りて生活をしている状態でした。

通帳の中に10万円余りあったため、生活保護の申請をしても断られ、申し込んで1年余り貧しい生活でした。病院代、おむつ代と大変でした。

どうして、ぴんぴんしてパチンコなんか打っている人に生活保護を出して、本当に困っている人を見て見ぬふりしているのか、職員の気持ちが、私には分かりませんでした。

13日、市職員に自宅に訪問頂き、生活保護の申請を受理していただきました。これだけでなく、対馬全島を回ってみたら行き届いていない件が、まだまだいっぱいあります。

市長も職員も、対馬市民のために一生懸命頑張るべきだと思います。私たち議員もそうだと思いますが、市民から選ばれた議員が市民のために役に立っているのだろうかと反省させられた2日間でした。

以上です。

それでは、通告をしておりました一般質問に入らせていただきます。

市長が対馬市職員住宅管理規程違反をして、職員住宅に住んでいた件について。

対馬市のトップとして責任を取るべきですが、6月の議会で上程されなかったもので、トップとしてこのことをどう責任を取られるのか、答弁を求めます。

生ごみ処理機クリーンコンポについて。

平成26年から現在まで収入もなく、毎年3,000万円以上の資金をつぎ込んでいるが、廃止したほうがいいと思います。

3番目に、水道メーター取替えについて。

メーター取替えをする前に、市民に取り替える日も通知しないで取り替えた理由についてお尋ねします。市民は大変困っておられました。

中部中継所全般について、6月定例会に引き続いて再質問です。

1、職員が動物死体一時保管用冷凍庫を個人的に使用したことについて。

2、会計年度任用職員の採用事務や処遇についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 入江議員の質問にお答えいたします。

初めに、私が職員住宅に入居していた件についてでございますが、本年6月の第2回定例会において、本件についての質問があり、その内容に応じて入居に至った経緯や市民の皆様に対する謝罪の弁を述べさせていただいたところでございます。

入居につきましては、市政をあずかる者として軽率であったと深く反省しております。

この件に関する私自身の処分についてということでございますが、今回の件につきましては、報酬減額までは考えておりません。議会の場で謝罪することをもって、説明責任を果たしたものと考えております。

とはいえ、職員住宅に入居していたことは事実であり、市民の皆様には重ねておわび申し上げます。

今後は、より一層身を引き締め、山積する諸課題の解決に邁進することで、市民の信頼回復に努めてまいります。

次に、生ごみ処理機クリーンコンポについてでございますが、このことについては、令和4年12月に入江議員から同じ内容の質問をされており、方向性については変更はありません。

生ごみ処理事業は、ごみの減量化と資源化を推進するため、生ごみを資源として活用し、農地へ還元する循環型社会の構築と、これによる焼却施設の経費節減と温室効果ガスの排出抑制を図るため、平成24年度からスタートしております。

平成26年度には、1億5,700万円で生ごみ堆肥化施設を建設し、平成27年度から本格的に堆肥化に向けて稼働しております。

一方、現在の生ごみ分別協力世帯は、事業所も合わせて2,375世帯となっており、毎年約90世帯ずつ増えている状況でございます。

昨年の生ごみの回収量は340トンで、これから29トンの堆肥が生成されており、協力世帯に無料で配布し、有効に活用いただいているところでございます。

また、この事業により、焼却施設の経費削減と二酸化炭素の排出抑制が図られており、これも市民皆様の環境保全に対する御理解と御協力のたまものと感謝申し上げる次第でございます。

また、令和4年6月の定例議会において、市と市議会の連名で、ごみゼロアイランド対馬宣言を発出し、ごみのさらなる減量と資源化に向けて動き始めました。

また、同年4月には、国のプラスチック資源循環法も施行されております。昨年は鹿児島県の大崎町SDGs推進協議会とタイアップして、回収方法改善の実証実験や生ごみセミナーを開催し、生ごみやフードロスに関する市民の関心を高める取組を行いました。

このような背景の中、収入もなく、大きな予算が必要とする生ごみの分別回収ではございますが、非常に重要で、今後のごみ処理事業の鍵を握る取組であると言えます。

また、現在は無料で配布しています「堆ひっこ」も熟度を上げて、将来的には有料化することも検討してまいります。当面は、生ごみ分別の協力世帯へのインセンティブという形で無料配布を継続したいと考えております。

SDGs未来都市の対馬市として、地域循環、サーキュラーエコノミーの一環であるこの事業

を、今後も推進していきたいと考えております。

次に、水道メーター取替えについてでございますが、水道メーター器におきましては、計量法第16条及び計量法施行令第12条、第18条の関係で、別表第3の規定により、使用の制限が8年間と定められております。

そのため、期限満了となる前の交換が必要となることから、使用期限を迎える前に、水道メーター器の交換を計画的に行っているところでございます。

水道メーター器の交換につきましては、市ホームページにその必要性を掲載し、また、例年、開催されております区長会議の折にも御説明させていただいております。

議員御指摘の水道メーター器取替えに対する市民への周知につきましては、8年ほど前になりますが、多くの水道メーター器の取替えを行った際に、一部において、事前の周知をしておらず、複数件の苦情等の通報がございました。

そのため、水道メーター器取替え工事を発注する際に、取替えに対するお客様への周知について、工事の特記仕様書に記載し、請負業者への周知の指示を行っております。その効果もありまして、近年は、取替え作業に関する問合せ、苦情等の通報は入っていないのが現状でございました。

今回、議員から情報提供を受けて、改めて請負業者に聞き取り調査を行ったところ、一部の業者において事前の周知がなされておらず、交換直前の声かけのみになっていることが確認されました。

発注者である水道局として、お客様に対する配慮が欠如していたことを深く痛感しており、おわび申し上げます。今後の交換作業におきましては、水道局で取替え前及び取替え後の周知文書を作成し、請負業者と事前協議等を密にして、対象となるお客様に対しまして、請負業者から個別ごとに周知するよう徹底してまいります。

最後に、中部中継所全般についての質問にお答えいたします。

前回の一般質問でも質問されました、職員が市の電気を使って動物死体一時保管用冷凍庫を個人的に使用していた件について、繰り返しの答弁になりますが、公共設備を私的に目的外で使用することは認められるものではありません。

電気代の弁償についてでございますが、この動物死体一時保管用冷凍庫は、業務上、通常から電源を入れているものであり、当該職員が自らの使用のために電源を入れたものではなく、通常の電気代が発生することから、電気代の弁償までは求めているものではありません。

なお、職員については、施設設備を不当に使用した行為について、顛末書を提出させ、担当部長からの厳重注意処分としたものでございます。

次に、海岸漂着物に関する会計年度任用職員の採用事務についてでございますが、会計年度任

用職員は、総務省の事務処理マニュアル（第2版）に基づき、採用されてから2回更新することが可能となっております。つまり、3年に一度は必ず採用試験が実施されるようになっております。

しかしながら、今回、環境省からの海岸漂着物に関する予算組みが変更となり、発生抑制の予算が削られました。そこで、回収業務の予算で雇用しなくてはならなくなったため、改めて採用面接試験を2月に実施しております。

経験の長さも重要な判断材料ではありますが、あくまでも面接時の採点項目により判断されるものであり、厳正な審査を行い、採用または不採用を決定しております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） この市長の管理規程違反に対して、職員住宅に住んでいた件なのですが、この問題は6月の一般質問で、私は、市長が管理規程違反を認めているのであれば、懲戒処分、報酬減額などを本会議で上程すべきではないかと言いましたが、6月の本会議でも上程してこなかったし、市長は自分のした管理規程違反を悪いと思っていないのではないかと思います。

それと、市長が職員住宅に入居されるときに決裁文書があるはずなのですが、この文書を私の50分の一般質問の間に提示していただきたいと思います。その文書がなくて、もしかして入居してあれば付度しているとか考えられませんので、提示をよろしくお願いいたします。

職員を処罰されるのに、自分のしていたことは棚に上げて何も処罰しないということはおかしいですね。このままでは、市民に対しても職員に対しても謝りだけではおかしいと思います。本来、自ら襟を正して市職員や市民の模範となられる市長なのですから、立場にありながら、自ら申請して承認して入居ということは言語道断だと思います。市長の答弁を求めます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことにつきましては、前回の定例会におきましても市民の皆様に謝罪をさせていただきました。そして、このたびの私が職員住宅に入居していたことは、先ほども申しましたように事実でございますので、大変申し訳なく思っております。

しかしながら、このことに対する処分につきましては、懲戒処分の関係もそういった事例もなく、ちょっと私自身もどうしたものかとは考えましたが、今回の場合は、議会の場で謝罪することをもって説明責任を果たしたものであるというふうにさせていただきたいと思っておりますし、そしてまた、私がこの職員住宅のほうに入居申請をしたときの申請書、また入居許可書につきましては、きちっとしたものがございますけれども、これはまた総務部長のほうから後で答弁をいたしますけれども、情報公開条例の対象となっておりますので、お願いをしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

入江議員、答弁をさせますけ、いいですか。

○議員（7番 入江 有紀君） はい。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 決裁文書の件なんですけど、実は、決裁文書というのは行政文書の対象になってきますので、正式に行政情報公開請求をしていただいて、その後の判断で交付、全部公開とか一部公開とか、条例に基づいてそういう判断になってまいります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 職員が入居するときには市長の印鑑で入居されているんですけど、それを自分が入居するのに自分の印鑑で入居されたんでしょうか、御答弁お願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 入居申請するときにはもちろん私の個人の印鑑でございます。昔の個人の住所、そして個人の印鑑で申請をしました。

許可書のほうは公印で許可されたものというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） そしたら、職員が入居するときには市長の印鑑で許可をしているはずなんですけど、市長が自分の名前で印鑑を押されたんでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 令和6年に職員住宅の申請ということで、私の個人名で対馬市長宛てに申請書を出しております。その後、今度是对馬市長である私の名前で公印で私宛てに許可書が出ております。そういったことになっております。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 自分が入居するのに自分の許可書を自分の名前で許可の印鑑を押されたんですか。それはちょっとおかしいんじゃないですか。職員が入居のにあなたの印鑑を押して入居するのに、自分が入居するのに自分の印鑑で許可をしたというのも、それもおかしいと思いますけど、幾ら聞いても、何かそれおかしいことをしてありますよね。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） あくまで、この決裁は担当課長決裁でありますけども、ただ私の場合、公である分と個人とを使い分けなくてはならないというようなことで、例えば水道料とか、そういった形にでも対馬市長、比田勝尚喜が個人の比田勝尚喜に請求をするというような形になりますので、それと全く一緒でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） ほかの市からこんなこと聞かれたら恥ずかしいので、もう二度とこういうことはしないでください。

以上です。

そして、生ごみに入ります。

この生ごみクリーンコンボは、平成26年に私が議員のときにスタートしたんですけど、そのときは、私の記憶では、合併特例債と国の補助とそれから銀行からの借入れでしたんですけど、そのときは途中でやめても返済はしなくていいということになっていたんですが、二、三日前、課長から電話が来まして、途中でやめても返済をしないといけないんですよということがかかってきましたが、どの分を返済するのか、お答えください。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） お答えいたします。

先ほど市長のほうから説明ございましたように、全体で1億5,700万円ほど費やして設備を造っております。そのうち7,290万円、こちらを合併特例債のほうでお貸しいただいておりまして、あと6,500万円を農村漁村活性化プロジェクト支援交付金ということでいただいております。

その7,290万円に対して20年間をかけて返済をしていくということになります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） あと借金が4,000万円と聞いているんですよ。4,000万円、返済が。その4,000万円の中の合併特例債と銀行からと国の補助から出ているんですけど、その4,000万円自体は全部返さんといけないんですか。

私は、これ議員のときに、平成26年は議員でしたから、そのときに覚えているんですけど、途中でやめても返済はしなくていいということになってたんですけど、よく調べていただいていいですか、これは。

あと4,000万円と聞いているんですけど、4,000万円の借金を返して、これはもうやめるべきだと思うんですよ。何でかという、農協に3,500万円、これ見てみましたら、令和3年、4年、5年で大体5,500万円ぐらい農協に払っていますよね。それも、合併特例債から払っているんですけど、これを、あと4,000万円の借金を返して、3,500万円の農協に委託した分を毎年払うより、やめたほうがもういいと思うんですよ。そして、今、2基稼働しているはずなんですけど、1基ずつ交代で稼働しているということと、あと臭いがすごいんですよ、行ってみたら。

それで、農協の職員が13人雇っていたんです、今までは。13人が今7名しかいないんです

よ。それで、もうごみの量も少ないし、さっきも市長もずっといろいろ言われましたけど、そういうことどころじゃないと思うんですよ、この3,500万円を毎年毎年ずっと払っていくか、それと4,000万円の借金の中の幾らかを、どれが合併特例債か、国か、銀行か、どれを払うの、払わないといけないんですか。

私が平成26年の議員のときは、途中でやめても返済はありませんよということで議会で決定しているんですよ、これ。

だから、それは、どの分が4,000万円あるかということ、お聞きしたいんですが。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） ただいま申し上げましたように、事業全体で1億5,700万円使っておりまして、今、議員おっしゃいます7,290万円の合併特例債、これはあくまでも借金ですので、起債ですので、これについては、借りた金はお返しをしなければいけないということになります。

ですので、財政課長のほうにも御確認いただいたかと思うんですけれども、もしこの事業を途中で中止した場合には、返済は繰上償還、いわゆる一括償還はしなくていいですよということの意味で、財政課長のほうは説明をしておると思います。

ですから、20年かけて年額430万円ほど、これは元利償還金として返さなければいけないというふうなことであります。

それから、今おっしゃいます3,500万円の農協のほうに委託しているごみの事業の分ですけれども、どのお金からということではなくて、それは別問題といたしまして、1億5,700万円の施設を建てたことについては、先ほどの交付金と、それから起債ということになります。

その後の事業につきましては、これは過疎の過疎債ソフトとかを充てまして、それと一般財源と合わせて、通常の年間の事業ということで、これとは別個のお金を市のほうで調整をして分配をしているということになります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） これをこのまま続けていって、過疎債がこれをやめれば、ほかに回せると思うんですよ、3,500万円。あと4,000万円の借金というから、それを返せば、もう次から3,500万円毎年出ていかないわけでしょう。お金になるならいいけど。そしてさっき市長が言われた、これをお金にすると言われたけど、このごみは許可が出ないそうです。だからお金を取ることはできないということなんですよ。

だからお金にはなりませんので、もう3,500万円が、ずっと払っていくわけですよ。だからもったいないから、3,500万円を、これをやめて、ほかに回すことはできないかというの

が私の考えなんですけど。

市がもうそれをしないというなら仕方ありません。でも私は、平成26年議員のときのをずっとめくってみしたら、途中でやめてもこの事業は返済しなくていいということで私はメモしました。

だからその返済は残るはずないんですけど、もう一回調べてもらっていいですか。いいですよ、あと答弁はもういいです。お願いします。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） もう一度申し上げますけれども、交付金として入りました農村関係の農水省の6,500万円については、これはもうもらった、頂いた、国から頂いた交付金ですので返すことは必要ないと。

合併特例債、いわゆる起債した分につきましては、いずれにしても途中でやめようが返さなければいけないということで、再度申し上げます。これはお調べすることはもうしておりますし、これ以上の結論はないと思っております。

それから今、おっしゃいますように、収入もなくということで、市長のほうも先ほど答弁しましたけれども、この事業は、もともと議員おっしゃいますように、平成27年から始まったものではありませんけれども、当初、諫早農業高等学校とのいろんな交流があった中で、当時は希少植物の保護活動から始まったその交流が、こういった形で、フードロス・ニュートラル活動ということで、その野菜の残渣なんかを使って、それを肥料にしようという事業が成り立っております。

これは実際、諫早農業高等学校も全国のいろんな大会の中で、農林水産大臣賞を受けたりとかして、商品としても、これは衛生研究所のほうから調べてもらった、その成分検査にしても製品として成り立つということですので、PRは少ないのは確かですが、今後は市長申しますように、続けてこの事業をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） あと水道メーターのことなんですけど、メーターの取替えを業者に頼まれるときに、どのような頼み方をされたんでしょうか。

私に苦情が来たのは、市長は苦情は来てないと言うけど、いっぱい来ました。

それは何でかということ、御飯の用意をしよったり、それからシャワーを浴びよったり、じゃ、今から取り替えます、全部止められる。

それは市民をばかにしていることと思うんですよ。急に來てからメーター取り替えると言われても、いろいろしてるじゃないですか。前もって何時頃になりますか、こうです、何日の何時ぐらいにお宅はなりますよぐらいは、みんな市民の方に言って、そしてから行くべきじゃないでし

ようか。私の言うこと間違ってますか。部長、お答えください。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、舍利倉政司君。

○水道局長（舍利倉 政司君） この水道メーターの取替えにつきましては、水道局のほうから水道指定業者さんのほうにお願いをして、メーター交換させていただいております。

その際に、メーターを交換する際にはどうしても断水しなくてはいけませんので、業者のほうには迷惑がかからないように事前の周知をして、取り替える前には声かけをしていただいて、10分から15分程度、断水をさせてもらうような形になるんですけど、終わりましたら、直ちに終了いたしましたということでお願いはしているところでございます。

でも、確かに、議員さんから御一報いただいて、そういったことがなされてなかったということで、再度確認いたしましたら、やっぱり一部においてそういったことが発生していたということで、水道局としましては、水道を使用していただいているお客様に対しまして、やはり配慮が欠如していたと痛感いたしまして、深く反省をいたしましたところでございます。

今後におきましては、ビラのほうに1週間程度の期間のうちの1日、9時から17時頃ということで、事前にビラを配布していただいて、直接メーターを交換する際にもお宅に声かけをして、その際に使用中でございましたら、やはり洗濯なんかもしておりますと、やはり不具合が生じますので、そういったときには都合のいい時間帯に変えさせていただいて、取替え作業をさせていただくことになりますので、今後とも断水等、御不便をおかけいたしますけども、市民の皆様には御理解と御協力よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 分かりました。これからはきちんと報告して、こんなしてから、何時から何時まで止めますよということを言ってからしてやってください。よろしくお願いします。

そしたら、6月の再質問なんですけど、中部中継所の件で質問させていただきます。

また、再質問で重複にはなりますけど、ただ、先ほど市長が言われた動物の死体一時保管冷凍庫なんですけど、それに電気を、6月も言われたんですけど、電気を一年中入れてるから使ってもいいじゃないかというふうな言い方されたんですけど、それは市の職員として、幾ら市の冷凍庫入れてあっても、養殖のアジとかサバをずっと年間使うということは、それは許せることじゃないと思うんですよ。

それをするなら、許可をもらうとかしてするべきだと思うんですけど、一緒に働いてる人たちが写真を撮ったり、そんなしてみんな通報があってるんですよ。

だから、これは市の電気を一年中入れとるから、何も悪いことじゃないというような言い方さ

れましたけど、6月もされて今度もされましたけど、それはもう違うと思いますので、この処分の仕方自体がちょっと甘過ぎたと思うんですよ。

だから文句が、周囲の人から文句が来たと思いますので、ちゃんと市の職員であろうと、一応こんなして入れさせていただきますよぐらい言うてからするべきだ。この人も正職員でありながら、ちょっと常識がないと思います。その点はやっぱり本人によく注意してください。

それともう一つ、市の職員を採用して8年ぐらいになっていたんですが、この4人の方は。それで、さっき言われた3年に一度は試験をするって言ってありましたよね。3年に一度も試験もなくて、ただ1年1年切り替えて8年間来てるんですよ。その8年間来とるのに、3年に1回試験をしてますっていうことを言われましたけど、試験も何もあってないです。8年間、1年過ぎたら切り替えますよっていうことで、切替え切替えして8年間たったんですけど、今度に限って試験をして、4人のもう古い経験者たちを首にしてるんですよ。

だから、それも経験者を置いとったほうが仕事のためにはなと思うんですけど、3年に1回の試験をしていますよって言った、それもうそじゃないですか。してないですよ。8年間、入って8年たったけど何にも試験を受けてませんって言いましたよ。答弁ください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、今2つほど質問がございましたけども、1点目の動物死体一時保管用の冷凍庫の件でございますけども、このことについては、これをしてもいいじゃないかというようなことじゃなくて、あくまでもこの電気代の弁償については、通常、年から年中電気は入れておりますので、改めて電気代が発生することではないので、電気代の弁償までは求めておりませんということでございますので、そのところは御理解をお願いしたいと思います。

そして採用の件については、部長のほうから答えさせていただきます。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） お答えいたします。

すみません。定かでない部分もございますけれども、会計年度任用職員という形で採用が始まって、それから今回まで試験がなかったというこの3年間でございますけれども、これは海岸漂着物等地域対策推進事業という、国の3億円ほどを頂くお金の中から全てが賄われている、人件費も含めて事業でございまして、この3年間におきましては、その部分で会計年度任用職員を雇っております。

ですので、ここについては3年に一度ということで。（発言する者あり）申し訳ございません。その件については、確かな答えをすることができません。

ただ、今回、試験がされたということにつきましては説明をさせていただきます。

今申しますように、対馬市海岸漂着物等地域対策推進事業ということで、国のほうから、環境

省のほうから頂く、その海岸ごみの清掃事業の補助金、発生抑制という部分で、先ほど市長から説明があったとおりでございますけれども、事前に発生することを周知して、それを抑制したりというふうな予算は、そういったことに対する予算は、これから先は環境省自体が行うので、市のほうでは行うことは必要ありません。回収事業等につきましては、この3億円の補助金の中で使っていいですよというような、違う形の縛りになりましたので、今回改めて全てをフラットにして、海岸漂着物の会計年度任用職員11名ということで募集をかけておりますので、その件については、フェアな中でされているということは、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） そして、ハローワークに出ているのは、海岸漂着物事前調査、上記調査及び回収作業の資料整理と出ていたんですけど、これで募集をされて、実際はプラスチックを割るレシプロソーですかね、それをずっと3年間ぐらいさせられて、手に障害が来ているんですけど、公共職業安定所の募集では海岸漂着物調査になってたんですけど、これは一切せずに、レシプロソーというプラスチックを割る機械を使って障害が出ているんですけど、この障害に対しては公務災害にはならないんですかね。全然その手続がなされてなかったそうなんですよ。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） お答えいたします。

令和3年に電動のこぎりを作業上お使いになって、手の障害を受けられたという方がございます。その方につきましては、診断書をお持ちになって市のほうに公務災害をとということでございました。その折の病状名といいますか、症状名が原因の検索に当たってしばらく時間が必要ですよ、経過措置を見なければいけないというようなその診断書の内容だったということで、一旦そこは保留になりまして、その後、再度診断書を頂いて来てくださいということで、5月の次に7月に診断書を頂いて、そこでもって、これは公務災害に値するという症状名でございましたので、公務災害を適用しております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 現在も通院をしてあるんですけど、それに対してはどうされていきますか。もう辞められていますけど。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） その後、公務災害の認定を受けられた後は、御本人が自分の意思で状況に応じて病院に行かれているものと思いますので、そこまでの現在のことまでは私どもはちょっと関知しておりません。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 時間がありませんので、動物の、私この前、6月の一般質問でも言ったんですけど、危険物処理手当の5,000円と、それから動物を焼いたとき、犬、猫の1匹500円ずつの処理手当、それも会計年度任用職員が全部処理をしてるんですけど、1円も入ってないんですよ。

だから、この前も私、6月の一般質問でも言いましたけど、条例改正か何かして、本当に処分をしよる人たちに500円の手当と、それから5,000円をやるべきだと思うんですけど、今はこの5,000円の危険物の処理手当も本採用の正社員に入って、そして500円も正社員に入っているんですけど、これをどうにか条例改正してから、会計年度任用職員、本当に処分された方にやっていただくわけいきませんか。それを検討していただきたいと思います。

時間がありますので、あとの分は検討よろしく願います。1分残りましたが、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わります。明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時05分散会
